

岩手県告示第158号

景観保全型広告整備地区の指定（平成13年岩手県告示第69号）で指定した屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）第16条の3第1項の規定に基づく景観保全型広告整備地区を次のとおり変更したいので、その旨告示する。

平成23年2月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 変更に係る景観保全型広告整備地区の名称 岩手山麓・八幡平周辺地域景観保全型広告整備地区
 - （2） 変更後の区域の案 岩手県景観計画において岩手山麓・八幡平周辺重点地域として定められた区域
 - （3） 変更後の基本方針の案の概要 別紙1のとおり
 - （4） 変更後の区域及び基本方針の案の縦覧の期間及び場所
 - ア 期間 平成23年2月25日から同年3月11日まで
 - イ 場所 岩手県県土整備部都市計画課並びに盛岡広域振興局土木部及び土木部岩手土木センター並びに八幡平市役所、雫石町役場及び滝沢村役場
- 2（1） 変更に係る景観保全型広告整備地区の名称 平泉周辺地域景観保全型広告整備地区
 - （2） 変更後の区域の案 別図に示す区域
 - （3） 変更後の基本方針の案の概要 別紙2のとおり
 - （4） 変更後の区域及び基本方針の案の縦覧の期間及び場所
 - ア 期間 平成23年2月25日から同年3月11日まで
 - イ 場所 岩手県県土整備部都市計画課並びに県南広域振興局土木部及び土木部一関土木センター並びに一関市役所及び奥州市役所
- 備考1 「別紙1」及び「別紙2」並びに「別図」は、省略し、変更後の区域及び基本方針の案の縦覧の場所に備えておいて縦覧に供する。
- 2 岩手山麓・八幡平周辺地域景観保全型広告整備地区及び平泉周辺地域景観保全型広告整備地区の区域内の住民並びにその区域内において広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する者及びこれらを管理する者は、1（4）ア及び2（4）アの期間の満了の日までに、縦覧に供された案について知事に意見書を提出することができる。
- なお、意見書の提出先は、盛岡市内丸10番1号岩手県県土整備部都市計画課である。